

年金課

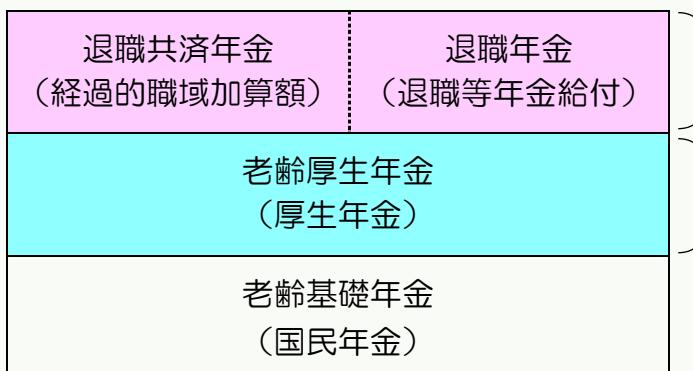
令和8年度の給与所得による老齢年金の支給停止について（在職老齢年金制度）

60歳以上の老齢厚生年金の受給権者が、厚生年金保険に加入しながら市町村役場や民間企業で働くときや、国会議員・地方議会議員になったときは、その方の賃金・年金額に応じて年金の一部又は全部が支給停止となる場合があります。

この在職老齢年金制度は、以下ア～ウのいずれかに該当する方が対象となります。

- ア 厚生年金保険に加入する70歳未満の方（公務員、私立学校教職員を含む。）
- イ 厚生年金保険適用事業所に勤務する70歳以上の方（公務員、私立学校教職員を含む。）
- ウ 国会議員又は地方議会議員の方

- 停止額の算定式により支給停止となる年金は、老齢厚生年金又は退職共済年金の厚生年金部分のみとなります。
- 退職共済年金（経過的職域加算額）・退職年金（退職等年金給付）については、公務員として在職中の方は全額支給停止となります。短期組合員の方、民間企業や私立学校などに在職中の方は全額支給されます。
- 老齢基礎年金については、在職中でも停止されません。
- 退職後は支給停止が解除され、全額支給されますが、在職中に支給停止されていた年金については、支払われません。

老齢厚生年金のイメージ図

公務員として在職中は全額支給停止

上記ア～ウに該当する場合は、賃金と年金の合計額が基準額を超えると一部又は全額が支給停止

« 令和8年度の停止額の算定式 »

A. 総報酬月額相当額^(注1)と基本月額^(注2)との合計額が65万円^(注3)以下の場合

支給停止額(月額) = 0円(全額支給)

B. 総報酬月額相当額^(注1)と基本月額^(注2)との合計額が65万円^(注3)を超える場合

支給停止額(月額) = (総報酬月額相当額 + 基本月額 - 65万円) × 1/2

(注1)

総報酬月額相当額 = (①当月の標準報酬月額等) + (②当月以前1年間の賞与等の総額 × 1/12)

① 標準報酬月額等(上限は650,000円、下限は88,000円)

- 厚生年金保険法の規定による標準報酬月額
- 国会議員の歳費、旅費および手当等に関する法律の規定による歳費月額
- 地方公共団体の議会の議員の地方自治法の規定による議員報酬の月額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

② 1年間の賞与等の総額の1/12(各月の賞与等が150万円を超えるときは、それを150万円として計算します。)

- 厚生年金保険法の規定による標準賞与額
- 国会議員の歳費、旅費および手当等に関する法律の規定による期末手当の額(1,000円未満切捨て)
- 地方公共団体の議会の議員の地方自治法の規定による期末手当の額(1,000円未満切捨て)

(注2)

基本月額 = (③老齢厚生年金の年額 - 加給年金額 - 経過的加算額 - 繰下げ加算額) × 1/12

③ 老齢厚生年金の年額

複数の老齢厚生年金の受給権を有する場合は金額を合算します。なお、老齢厚生年金を繰上げしているときは、65歳に達するまでの経過的加算を基本月額に含みます。

(注3)

65万円は令和8年度の額です。(令和7年度は51万円) 今後も賃金や物価の変動により改定されることがあります。

モデルケース

氏名：共済太郎さん

経歴：65歳で公務員（一般組合員）を退職。退職後、民間企業に再就職。

年金

●公務員期間の年金（年額）
老齢厚生年金 144万円

給与

標準報酬月額 50万円
賞与（年間） 180万円

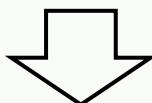
●民間企業期間の年金（年額）
老齢厚生年金 12万円

年金

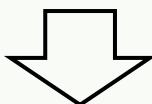
基本月額 … $(144\text{万円} + 12\text{万円}) / 12\text{か月} = 13\text{万円}$ …①

給与

総報酬月額相当額 … $50\text{万円} + (180\text{万円} / 12\text{か月}) = 65\text{万円}$ …②



基本月額（①）と総報酬月額相当額（②）の合計額（78万円）が65万円を超えるため、支給停止となる年金額が発生する



＜支給停止となる年金額（月額）＞

支給停止額… $(65\text{万円} (②) + 13\text{万円} (①) - 65\text{万円}) \times 1/2 = 6.5\text{万円}$ …③

●公務員期間の年金の停止額（按分）

$6.5\text{万円} (③) \times (144\text{万円} / (144\text{万円} + 12\text{万円})) = 6\text{万円}$ …④

●民間企業期間の年金の停止額（按分）

$6.5\text{万円} (③) \times (12\text{万円} / (144\text{万円} + 12\text{万円})) = 0.5\text{万円}$ …⑤

＜支給される年金額（月額）＞

●公務員期間の年金

$144\text{万円} / 12\text{か月} - 6\text{万円} (④) = 6\text{万円}$

●民間企業期間の年金

$12\text{万円} / 12\text{か月} - 0.5\text{万円} (⑤) = 0.5\text{万円}$

※ 在職老齢年金制度による停止の対象外の年金（退職共済年金（経過的職域加算額）、退職年金（退職等年金給付）、老齢基礎年金）がある場合は、別途支給されます。